

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「青少年教育課、」を削り、「指導課」の次に「総合支援課」を加える。

同条第3項中「及び総合支援課」を削る。

別表（第2条関係）学校教育部の部 特別支援教育室（室）の款に次のように加える。

	特別支援教育室（室）	(7) 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会に関すること。
--	------------	---------------------------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（提出理由）

熊本市教育委員会事務局内部の職制の変更等により、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
<p>（職制）</p> <p>第4条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育政策課、_____指導課、<u>総合支援課</u>及び健康教育課に副課長を置く。</p> <p>3 学校施設課_____に課長補佐を置く。</p> <p>4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>			<p>（職制）</p> <p>第4条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育政策課、<u>青少年教育課</u>、指導課、_____及び健康教育課に副課長を置く。</p> <p>3 学校施設課<u>及び総合支援課</u>に課長補佐を置く。</p> <p>4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>		
部	課・室	事務分掌	部	課・室	事務分掌
学校教育部	特別支援教育室（室）	<p>(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 熊本市就学支援委員会に関すること。</p> <p>(6) 熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会に</p>	学校教育部	特別支援教育室（室）	<p>(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 熊本市就学支援委員会に関すること。</p> <p>(6) 熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会に</p>

	<p>関すること。</p> <p><u>(7) 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会に関すること</u></p>		<p>関すること。</p> <p><u>【新規】</u></p>
--	------------------------------------------------------------	--	----------------------------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。